いじめ重大事態に係る調査報告書(公表版)

令和6年10月31日

*本報告書は、令和6年3月に阿賀町いじめ重大事態に係る調査委員会で作成された報告書を基に、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して公表版として阿賀町教育委員会が作成し、阿賀町いじめ重大事態に係る調査委員会の内容確認を経て、公表するものです。

中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書(公表版)

1 調査の開始に至った経緯

令和3年11月9日、被害生徒(以下「A」という。)の保護者より、Aが在籍校での同級生及び下級生からのいじめ行為が原因で、心的外傷後ストレス障害(以下、PTSD)(町内診療所医師による)と診断されたことから、いじめ重大事態として取り扱ってほしいとの申し出があった。阿賀町教育委員会(以下「町教委」という。)はこれを受理し、学校を主体とした調査を開始した。その後、12月13日にAの保護者代理人より申し出を受け、学校を主体とした調査から、第3者による調査委員会を組織し、調査を開始することとした。

2 本調査の目的

令和3年度当時、町立中学校(以下「当該校」という。)3年として在籍したAが、中学2年時及び中学3年時、上級生生徒、同学年生徒、下学年生徒との間で発生したいじめが疑われる事案とそれに係る学校長及び当該校並びに町教委の対応の適切さや問題の検証を行い、再発の防止など今後の対応を指摘することを目的とし実施した。

3 阿賀町いじめ重大事態に係る調査委員会の概要

活動については、「いじめ防止対策推進法」に則りつつ、文部科学省発行の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を踏まえて実施した。

4 当委員会が認定した事実と「いじめ」の該当性

(1) 合唱コンクールにかかわる出来事

○認定事実

令和2年度の合唱コンクールの練習時、パートリーダーからAを含む2名の生徒に対して「Aは歌が下手だ」等と言った厳しい指摘があった。合唱コンクール本番では、Aのクラスは賞を取ることができなかった。合唱コンクール終了後、Aのクラスのうち一部の生徒が、保護者とは別に生徒のみで集合して町内の飲食店で打ち上げを行った。Aは参加する生徒に、打ち上げに参加したい旨を伝えたが断られた。

○「いじめ」の該当性

合唱の練習時におけるパートリーダーからの厳しい指摘は、Aを含む特定の生徒に対する

心理的な影響を与える行為であり、Aはそれに対して心身の苦痛を感じていた。よって当該 行為は「いじめ」に該当すると判断する。

合唱コンクール後の打ち上げの参加については、合理的な理由なく拒否されたことによって、一部クラスメイト排除であると受け止めて心身の苦痛を感じたもので、当該行為は「いじめ」に該当する。

(2) 学年の中で「1軍、2軍、3軍」といった上下関係があり、「おまえは3軍だから言う ことを聞け」などと言われた出来事

○認定事実

令和3年1月にAとAの保護者から「同学年の男子生徒の中で1軍、2軍、3軍といった上下関係があり、合唱練習の頃から『おまえは3軍だから言うことを聞け』などと言われている」といじめ被害の訴えがあり、その後も同様の申し出があった。

学校は、関係する生徒に聞き取り調査を行ったが、「1軍、2軍、3軍」という言葉を使用 したり、聞いたりしたとする証言や回答がなく、事実かどうかは判然としなかった。当委員 会が実施した調査においても上記事項については事実として認定できなかった。

○「いじめ」の該当性

当委員会で行った調査においても、Aから聞き取ることができた情報は具体的で説得力のある内容であったが、AとAの保護者からの要望もあり、当委員会において関係生徒からの直接の聞き取り調査は行わなかった。また、学校が行った調査も、本件について、事案が起こってから訴えが起こるまで期間が経過していたこともあり、生徒の発言も記憶を遡ってのもので得られた情報に限界があった。以上のような理由もあり、本件について、Aに対する客観的な事実は確認できず、直ちに「いじめ」として判断はできなかった。

(3) 令和2年度1月8日に発生した暴力行為

○認定事実

令和3年1月8日(金)16時10分頃、大雪のためスクールバスが学校前への到着が遅れていたこともあり、普段、バスが駐車されるスペースが空いていたことから、Aが所属する部活のAを含む1・2・3年生の生徒9名が、生徒玄関前で雪玉を投げるなどしてスクールバスを待っていた。Aが遊び心で3年生のカバンの上に雪を置いたことから、3年生2名がAを追いかけまわしているのを周囲の生徒がはやし立ててふざけ合っていた。

その場面に、進路相談を終えて下校しようとしていた当時3年生の生徒(以下「B」という。)の方に向かって走ってきたAをBが捕まえて柔道の大外刈りをかけて投げた。Aは左側頭部と左肩をコンクリート面に強打した。下校後、Aの左肩の痛みがやまないため、Aの保護者が町外の病院へ連れて行き、Aは鎖骨骨折で全治3か月の診断を受けた。

○「いじめ」の該当性

BがAを捕まえて地面に投げた行為は、Aに心理的又は物理的な影響を与える行為であって、その結果、Aは左側頭部と左肩をコンクリート面に強打し、鎖骨骨折をしており、心身

の苦痛を感じていることは明らかであることから、「いじめ」に該当する。

(4) 受傷に関連したからかい

○認定事実

Aは、登校を再開した後、体育の授業を見学しているときに、周囲の生徒から「なんでおまえさぼってんだよ。」などとからかわれるようになった。

他にも、プリントに問題を作成し、生徒間でプリントを交換し解答するという授業が行われた際、Aが作成した問題を解答した生徒が、プリントの裏に、「『Bの名前をもじった記述』 くんと仲良いね。左かた。」と記入し、Aに渡すということがあった。

○「いじめ」の該当性

Aに対する周囲の生徒のからかいは、Aに心理的な影響を与える行為であって、その結果、 上級生に対する恐怖心や学校が自分を助けてくれず、上級生の味方についているのではない かという気持ちとあいまって、心身の苦痛を感じていた。これら一連の事実から「いじめ」 に該当する。

(5) 所属する部活の後輩の言動

○認定事実

Aが所属する部活では、上下関係が厳しくなく、先輩後輩の関係なく言いたいことを言い合う状況にあった。その中にあって、Aが先輩からいじられる様子を見て、Aが「いじられる立場」であると認識して、Aをいじるようになった後輩がいた。さらに、部活内でのAに対する部員の言葉がきつくなっていき、部活動中にAに対して「キモい、キショい」といった発言があったり、部活動以外の場でもAの中学卒業後の進路について「現在のAの学力では合格は難しいことを示唆するような発言等の侮蔑的発言がAに対して見受けられるようになった。Aは、教師がいないところで、暴言を受ける状況にあった。

○「いじめ」の該当性

Aは当時の気持ちを、嫌だったけど相手に していられないと述べており、精神的な苦痛を 感じていたことが認められることから、「いじめ」に該当する。

また、Aの進路に対する発言についても、Aを下にみた発言と判断され、同様にAに精神的な苦痛を感じさせるものであると考えられる。これら一連の行為は「いじめ」に該当する。

(6) 令和3年度1学期に発生した同級生男子による暴力行為等の言動

○認定事実

令和3年5月27日の清掃時、班長をしていた3学年生徒(以下「D」という。)がAの清掃態度を注意したところ、無視したAの胸ぐらをつかむ暴力行為に及んだ。同年10月23日、Aから提出された被害届を警察が受理したことを受け、学校は警察と情報を共有しながら調査を行った。なお、警察は、清掃時の暴力に関して、A及びDに対し事情聴取、現場検証を行ったほか、同じ清掃班の男子生徒からも事情聴取を行った。本調査並びに警察からの情報

提供から、DがAの胸ぐらをつかんだ暴力行為を事実として認定する。

令和3年4月から同年11月中旬までの間で、主に教室において、DのAに対する高圧的な発言については、周囲の生徒からの証言が得られたものと裏付けが取れないものが混在していることから、一部のみ事実として認定する。

○「いじめ」の該当性

当該校に入学後、AとDとの人間関係は良好であったことから、3学年に進級する際に同一学級としたことは、AとAの保護者は学校の配慮があったとした。しかし、3年時にその関係に変化が見られるようになった。DのAに対する言動が威圧的であるとAは感じるようになってきた。一方、DもAの言動がいい加減であると感じるようになってきた。DのAに対する感情の変化が問題行動の背景にある。

警察に被害届が提出されたAに対するDの暴力行為は、「いじめ」である。また、Aに対するDの発言等は故意でなくともAの自尊心を傷つけ、卑下させ、心身の苦痛を感じるものであり、当該行為は「いじめ」である。

(7) 令和3年8月31日の体育祭練習時の出来事

○認定事実

令和3年8月31日、体育祭の練習時にCを含む2・3年生がAを見て笑ったり、指さしたりしていると感じたAはイライラしてグラウンドの白線を足で払うと、その砂や石灰がDにかかった。突然、砂をかけられたDはAに砂をかけ返した。Dが他の生徒にAから砂をかけられたと報告したりする様子を、Aは親しくする生徒から聞いた。Aはそのことが原因で仲の良い友達にも避けられてしまうのではないかと思って、その場にいることがつらくなり自分で帰宅しようとした。その様子を見かけたE(Aの同級生)から、先生に話した方がいいと言われ、Aは、3学年の教諭にその日にあったことを話したところ、教諭が自家用車でAを送った。

CやDを含む当該生徒ら(10名)からの学校による聴き取りによると、指さしたとする2年生徒を含む8人の生徒はAを特別な感情で見ていたり、笑ったりしていないとする。

しかしながら、同日担任がA宅を訪問しAから聴取した内容をまとめたメモには、「2限と3限の間に、2年生 C、F、Gに指をさして笑われた。自分じゃないと思って保健室の方に行くもそれでも自分の方を見て笑っているので、確信した。」と記載されている。当該メモは、上記出来事が発生してからさほど時間が経っていない状況で、担任がAから直接聞いた内容をまとめたものであるから、信用性が高いものと考えられることから、AがDに砂をかける前に、2年生らから指をさして笑われたことを認定するのが相当である。

○「いじめ」の該当性

本件は、先の事実認定で述べたように、Aの過失によって砂をかけられたDが、Aに対して砂をかけ返したこと、その後にDがグループに対して報告をしていたことをAが他のクラスメイトから聞き、クラスや学校内で孤立するかもしれないと感じたことによって、不安・

恐怖を感じたことによって起こっている。

Aは、上記、所属する部活の後輩の言動及びDからの言動によって心身の苦痛を受けている状況で、本件行為が発生したことにより、その場にいることが辛くなり帰宅せざるを得ないほどの心身の苦痛を感じたもので、上記一連の行為は「いじめ」に該当する。

(8) SNSを介した誹謗中傷

○認定事実

令和3年4月、Eが当該校に転入し、Aと同じ部活に所属した。AとEはもともと親しかったところEがBの妹(以下「H」という。)と交際するようになった。

その後、EはSNSに非行行為や学校関係者へのメッセージを示唆する投稿を行うようになった。同年8月11日、阿賀町こども・健康推進課こども係から学校に対し、Eの親族から Eの夏休みに入ってからの素行を心配していると相談されたとの情報提供があった。

○「いじめ」の該当性

Eが令和3年1月のいじめ事件の加害者の妹であるHと交際を始めたことにより、トラウマ反応の影響もありAはEに対して不安を感じるようになっていった。AはEに対してHと付き合うのをやめた方がいいと忠告などを行うようになったが、Eにとっては、Aの忠告は煩わしく感じられるものであった。またEやのSNS等への投稿した内容がAにとって不快なものであり、Aが勉強に集中できないので、学校でEのスマホの使い方やAの教室にEが入室しないことなど指導するよう、部活動顧問を通じて学校へ訴えがあった。

当委員会の調査では、Eへの聴取は行っておらず、当時の記録も一部しか残存しておらず、 経過の詳細を認定することは困難であった。AがEの言動により心身の苦痛を感じていたこ とは認められるものの、具体的に、EがAを対象として、どのような心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったのか判然としなかった。

以上から、少なくとも当委員会の調査の範囲では、本件が明確に「いじめ」には該当する とは判断できなかった。

5 当該校及び町教委の対応の検証

(1) 令和3年1月8日に発生した暴力行為について

①いじめ認知とその対応について

(ア) いじめの認知

学校は、1月9日に阿賀町教委に対して第一報を報告した後、Aとその保護者の意向を確認した上で1月22日にいじめ重大事態として認定し、校長から町教委、新潟県教育庁に対して報告と援助要請を行っている。これは、いじめ防止対策推進法第23条2項に定められている内容に違反するものであるとは考えられず、学校として「いじめがあった」

という認知は素早く行っていると判断できる。

(イ) 調査について

事案の詳細を確認するための調査については、大きな問題があったと考えられる。それは、Bを含めた当事者、関係者への調査が十分に行われていなかったということにある。本件では、Bは加害を行った事実については認めてはいたものの、なぜそれを行ったのか、それを行って良いと判断できた根拠(シンキング・エラー)は何かなどを十分に調査・確認した上でBへの指導につなげ、その結果としてBから自発的な謝罪が行われるべきであったと考えられるが、学校は、調査が不十分な段階で、1月12日にはB宅に家庭訪問を行い親子での謝罪を依頼している。

(ウ) 町教委の対応

町教委には、令和3年1月26日付けで、当該校より事故報告書が提出されている。 町教委は、本事故報告書内容の取扱いについて、校長より口頭にて「いじめ重大事態」 とする報告を受けるとともに町教委内で対応を協議し、併せて、校長と面談し、行為の事 実とその対応について指導を行っている。」旨の説明であったが、学校側は、そのような 認識はなく、齟齬がある。これらのことから少なくとも、十分に連携を取りながら組織的 に対応していたとは言い難い。

(2) 令和2年度の「いじめ」対応について

①いじめ認知とその対応について

(ア) いじめの認知について

令和2年度の「いじめ」については、Bによる傷害(いじめ)事件の後に、AとAの保護者から報告されたものである。記録や聞き取りから判断される当時の状況は、先に触れたBによる傷害事件の対応に重点がおかれており、本件のような学級内での出来事については、学校側のいじめ問題に対する認識が乏しく、被害者が学校に訴えている内容が過去のものであったり、教員から見て相対的に小さな訴えであったことから、軽く見積もり、丁寧な対応が出来ていなかった可能性が考えられる。

学校側としてはリアルタイムで本人や保護者からの直接的な訴えがなかったこと、アンケートにいじめについての記述がなかった事などからいじめと認識できなかったと考えられるが、本人や保護者が訴え出るようになってきたところで真摯な対応をとれなかったことが、その後の学校に対する不信感に繋がっていったと考えられる。

(イ) いじめ解消の判断について

令和3年3月3日に、Aが生活ノートに学校の対応についての不満を書き提出したことから、生徒指導主事と学年主任が面談を行っているが、そのやりとり踏まえ、安定した人間関係の中で生活しているとした学校の判断は早計であり、いじめが解消していると判断したことには問題があった。

(ウ) 学校におけるいじめ対応の組織的問題について

いじめ・不登校対策委員会(生徒指導部会)の役割や対応が不明瞭であり、共有できるような記録が存在しないことから学校の組織的対応の不備が大きな問題であると考えられる。

(3) 令和3年度の「いじめ」対応について

①いじめ認知とその対応について

(ア) いじめの認知について

学校から適時に町教委へ報告がされておらず、学校がどの時点でいじめと認知したのか、重大事態と認知したのか不明確となっている。Aが不快と感じていたことから「いじめ」として認識をしていたのかもしれないが、その後の対応を見るに学校側で設定した順序に基づき、被害者生徒側の同意を得ることなく、一部の問題のみに注目した調査が行われたことや、重大事態の認知についてルールや法に基づかない形で手続きが進められていった。

(イ) 調査について

学校側の調査には本件にかかるいじめ事案を矮小化して考えていることや、被害者 生徒とその保護者の「クレームを収めるか」という意識に基づいて調査が行われていた ように見える部分がある。学校側が行った調査内容は、暴力行為など目に見えるものに 限定され、Aが感じていた精神的苦痛に関連する行為や非暴力系(コミュニケーション 操作系)いじめについての調査は行われないか軽視されたものであった。

(4) 町教委の対応と問題点の検証

具体的な行動や日時などの詳細を確認することが出来る資料が不足しており、本事案についての長期的なフォローも欠如している。また、学校と町教委の間での情報の連携が十分でないことや被害者保護者とのコミュニケーションの不足のほか、学校側と被害者側の関係の悪化を察知した時点での町教委の適切な介入が不足していた。

6 再発・未然防止に向けた提言

(1) 当該校への提言

当該校に対しては、まず、いじめの問題に対する施策に関した法令等について、法令の背景と理念を正しく理解したうえで、いじめを見逃さない体制を構築していかなければならない

① 法令の背景と理念の理解

いじめ問題に対応していく際に、いじめ防止対策推進法や関連の法令を遵守することは当然であるが、その背後にある理念や目的を深く理解し、それを具体的な行動に移すことが重要である。これは学校全体の意識向上と文化作りに繋がると考えられる。いじめ問題に関連する法令の基本的理念は「いじめは起こってはならないものである」としていじめを根絶し、全ての子どもが安心して学べる環境を提供することであり、学校はそのためにいじめを未然に防ぐための方針を策定し、実施・評価・見直しを定期的に行うことを求めている。また、いじめが発生した場合には、学校は速やかに対応し、関連情報を保護者や関連機関と共有した上で対応を行うことが求められている。つまり、いじめ防止対策推進法を中心とした法令等は、その理念として第一に「いじめ被害者がで

ないように」ということ、いじめが起こった場合には「被害者が守られなければならない」という被害者保護の原則が存在している。これは加害生徒から守るというだけではなく、被害生徒が学校や大人たちから調査や対処の中で二次的被害を受けるような事態にはならないよう、再び学校内でいじめや差別の対象とならないような環境を確保することが必要である。具体的には、調査や初期対応において被害生徒に寄り添った対応を行い、被害者やその家族が何を求めているかを確認し、その上で調査や対応についての方針を決定していくことが大切になってくる。

② 被害者保護の原則に従った対応

本件の問題検証の中でも指摘したように、本件において学校が行った対応の問題は、 被害生徒や保護者との信頼関係構築ができなかったことにある。当委員会が実施した調 査中でも、被害者生徒と保護者から学校側の対応の問題点について述べられているが、 様々な訴えに共通することは被害者側との意思疎通が不足しているなかで、学校側の考 えによって一方的に対応がとられていったことであった。いじめ問題の対応は学校だけ のものではなく、被害者やその家族と密接に連携し、意思決定を共有することが重要で ある。これにより、被害者側の意見や感じている痛みを真摯に受け止めることができ、 被害者生徒や保護者にとって、自らの希望を踏まえた対応を学校がとってくれていると いう信頼感へとつながっていく。すなわち、被害生徒に寄り添った対応とは、被害生徒 やその保護者がどれくらい苦しい思いをしたのか、どのような対応を求めているのかに ついて徹底的に傾聴を通して理解することであり、その理解に基づいて対応方針を立て ていくことである。もちろん、被害生徒や保護者の要望が現実的に達成できないことも あり得るであろうが、その場合、生徒の希望を踏まえた上で学校側がとれる対応策につ いて、修正案や妥協案がないかについて、よく考え、被害者生徒が納得できる方針や対 応策を立てていかなければならない(たとえば、加害生徒と接触したくないと訴える場 合は、単に導線を整理するなどではなく、被害生徒は加害生徒と接触することでどうな ることを想像しているのか、どうすればそれを割けることが出来るのか、あるいは起こ った場合どのような対応がなされれば安心できるのかなど、もう一歩踏み込んで聴取し ていく必要がある)。繰り返しになるが、被害者生徒から「守られている」と感じてもら うために大切なことは、被害者生徒や保護者も納得できる対応方針が立てられることで あり、そのためには被害者生徒の思いや希望を正しく理解しておかなければならない。

③ いじめ発生が確認された際の初期対応の確認

いじめ発生が確認された際に行われる初期対応は非常に重要である。学校は初期対応において迅速かつ適切に行動することで、被害の拡大を防ぎ、すべての生徒にとって安全な学校環境を維持することが求められる。

以下に、中学校でのいじめ発生時の具体的な初期対応のステップを示す。

(ア) いじめの事実確認

いじめの報告や兆候があった場合、関係教職員によって速やかに事実関係を確認する。

必要に応じて、関与した生徒や関連する生徒、教職員からのヒアリングを行う。

(イ)被害者の安全確保

被害者が学校内外において安全であることを確認できるような環境を確保する。必要に応じて、別の場所での過ごし方や、学校への登下校時の対策を考える。被害者との信頼関係を築くため、安心できる環境を提供する。

(ウ) 加害者への対応

加害者に対しては、安易に「指導」を行うのではなく、行動の理由や背景について十分に自己理解が進んだ後で、いじめの危険性やその後の影響について指導する。また、必要に応じて、保護者に対しても情報提供の連絡や面談を行う。特に加害者が自身の行為加害性について十分認識出来ていない場合には、何故問題となっているのか、本人と教員や被害生徒との認識の違いは何か等について対話を重ねていく。

(エ) 関係する生徒への対応

いじめの事情を知っている、または関与している生徒に対しても適切な指導やカウンセリングを行う。状況によっては、クラス全体や学年全体に対して指導や話し合いを実施することも検討する。ただし、学校全体や多数生徒に対して具体的な事例をもとに集団指導を行う場合などは、予定や内容などについて被害者生徒や保護者に確認をとった上で行うようにする。

(オ) 保護者への連絡

被害者及び加害者の保護者に、事実関係や学校の対応について通知する。必要に応じて、面談の実施や協力を求め、各保護者がそれぞれの自己判断で動くことについては控え、学校に仲介をさせることを求める。

(カ) 養護教諭やカウンセラーとの連携

被害者の心のケアや加害者の指導のため、養護教諭や学校カウンセラーと連携してサポートを行う。必要に応じて、外部のカウンセリング機関や専門家の協力を取り入れることも検討する。

(キ) 学校内での情報共有

教職員間での情報共有を行い、連携して対応する。必要に応じて、教職員会議や臨時のミーティングを開催し、情報や対応指針についての共有を行う。

(ク) 記録の整備

いじめの事実関係や対応の経緯、関与者の意見などを詳細に記録し、後日の調査や対応策の策定に利用する。

初期対応においては、学校におけるいじめ対策組織がこのようなステップをしっかりと踏んで組織的な対応を行うことで、被害の拡大を防ぎ、安全な学校環境を維持することができやすくなる。また、組織的に対応することによって特定の教員によるスタンドプレーや不適切な対応が行われることの防止にも繋がる。本件の場合には、校長がリーダーシップをとって対応をしていたものの、学校が組織として対応が出来ていたとは言いがたく、学校が行った対応の成果についてもチェックが出来ていなかった。このことが、問題の重大化と長期化に大きな影響を与えたと考えられる。

いじめが確認された場合に行われる初期対応では、迅速で組織的なアプローチが求められる。 学校には様々な役割をもつ教職員が在籍しており、管理職を含めた全ての教職員が役割を担う ことが求められる。それら学校内の各職員が担うべき役割を明確にすることは、効果的な対応 の実施につながる。以下に、教職員が担うべき役割の代表例について記述する。

(ア) 校長の役割

(全体の指揮・統括) 事件の全体的な対応の指揮と統括を担当。

(情報の公開) 必要に応じて保護者や地域社会への情報提供を行う。 (関係機関との連携) 学校外の関連機関(教育委員会、警察など)との連携。

(イ) 教頭の役割

(対応チームの結成) 校長のもと、いじめ事件の対応チームを結成し、具体

的なタスクを振り分ける。

(教職員の情報共有) 教職員間での情報共有の促進を行う。

(現場対応) 事件の現場やクラスでの具体的な対応のサポート。

学校の中でリーダーシップをとるべき管理職において、役割分担に機能不全が生じ、本件のように校長に役割が集中した場合に、以下のような問題が発生することがある。

(過度な中央集権) 校長が過度に関与することで、教職員の自主性や判断

が失われる可能性がある。

(情報の遅延) 校長を中心とした決定体制が固定化されると、情報の

フローが遅くなる恐れがある。

(負担の増大) 校長が細部まで関与すると、その負担が増大し、他の

重要な業務への対応が遅れる可能性がある。

(ウ) 養護教諭の役割

(被害者のサポート) 被害者の心身の健康状態を確認し、必要なケアやサポ

ートを提供。

(カウンセリング) 必要に応じてカウンセリングを実施、外部の専門家へ

の照会も行う。

(エ) 生徒指導主事の役割

(加害者・被害者の取り扱い) 加害者の指導や被害者のサポートを行う。 (調査の実施) 事件の詳細や背景を調査する。

(オ) 学校内のいじめ防止対策委員の役割

(防止策の検討) 事件を元にした防止策の提案や実施。 (教育プログラムの推進) 校内におけるいじめ防止教育の実施やその改善の推進。

(カ) 部活動顧問の役割

(部活動内の状況確認) 部活動内でのいじめの有無や状況の確認。

(指導) 部活動を通じたいじめ防止の指導や、加害者・被害

者への部活動内での対応。

学校内でのいじめが確認された際の初期対応は、上記の役割分担を基に、迅速かつ組織的に 行われる必要がある。それぞれの職員が役割を理解し、連携しながら対応することで、被害の 拡大を防ぎ、再発防止につなげることが可能となる。

④ 生徒指導部会(いじめ・不登校対策委員会)の在り方、役割、機能の再確認。

当該校においては、いじめ問題の初期対応は生徒指導部会において情報共有が図られ、初期対応が行われていた。ある程度問題が大きくなったところで、拡大委員会として「いじめ・不登校対策委員会」が立ち上がるようになっていた。本委員会が行った調査において、学校側の対応を検証する際に、生徒指導部会がどのような対応を行っていたかには大きな注目が集まったが、結果としてこれらの組織が機能的に働いていたと判断することは出来ず、当該校の組織的いじめ対応力について大きな問題があると判断された。

まず、大前提として部会・委員会で行われた議論や決定した内容などについての議事録がメモ程度のものしか確認されなかった。多数の生徒について検討がなされる会議において、全てを記録し整理するのは難しいかもしれないが、少なくともいじめに関連した事案であったり生徒指導上大きな問題となっていたりするような案件については詳細に記録をとることは必須であろう。記録があることによって、行われた議論や対応の事後検証が可能となるし、生徒の進級・進学や転学にあたって、適切に課題や情報の引き継ぎが行われたり、情報提供が行われることにつながる。当該校のように生徒数がそれほど多くない規模の学校の場合、進級に伴うクラス替え等が行われたとしても、生徒の構成に大きな変化がないことなどから人間関係もそのまま持ち越される可能性が高い。この場合、学級担任は交代するもののクラスの人間関係に大きな変化はないことから、特に学年が変わって早々に人間関係の悪化などが起こることがあり得る。それを防ぐためにも新しい学級担任が十分な情報を収集した上でクラス運営に当たる必要が出てくる。また、なにより今回のように、事後に対応の妥当性について調査が行われる場合にはそのような記録がなければ対応の検証が出来ない。少なくとも、記録のためのひな形の作成などルールに沿った記録と整理方法を構築することが必要であろう。

次に、学校のいじめ対策組織の構成について再考を求める。調査時点では、常設されている生徒指導部会の体制では学級担任はメンバーとして入っておらず、いじめ・不登校対策委員会に移行する段階で担任が参加することとなっていた。しかし、問題の早期発見・早期対応を考える上でも、クラスを越えた中で被害者保護を行うためにも、関連する生徒を受け持つ担任や部活顧問など、直接関わりがある教師がメンバーに入った形で行われるべきであろう。また、いじめ・不登校対策委員会の組織体制についても同様に構成員が不十分である。当該校のいじめ・不登校対策委員会が実質的に学校の教職員のみで運営されているという問題がある。当該校のいじめ防止対策指針では、いじめ問題の対策においては外部有識者の協力も仰ぐように組織が立てられている。しかし、今回の調査では拡大委員会含めてすべて教職員のみで対応が行われており、PTA三役や外部有識者の知見が対応に反映されたという証拠が全くない。外部の知見が入る事は、学校やグループ独自のルールなどがないかや、実際に学校が行った対応が適切であったかどうかについてのチェックがなされる上でも重要である。委員会が設立される本来の趣旨に沿って、委員会が組織されることが求められる。

最後に、いじめ対策委員会の意義について提言する。本件調査の中で、校長からは「校内分掌上、委員会では意思決定が出来ない」という意見が繰り返し述べられている。しかし、文部科学省による「いじめ防止のための基本的な方針」では、学校いじめ対策組織は被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などについて組織的に実施する役割を持つと明言されている。つまり、校内で起こったいじめ案件について調査し、対応指針を策定し、実行する主体は学校いじめ対策組織であって、本来は委員による議論を経て方針が決定されているはずである。本委員会による調査では、学校のいじめ・不登校対策委員会がこのような組織的対応を行っていたと判断できる材料はない。改めて、学校がいじめ問題に対して組織的に対応するためには、いじめ・不登校対策委員会は校内のいじめ問題に対して組織的に対応するためには、いじめ・不登校対策委員会は校内のいじめ問題において意思決定を行うことができる組織である事を確認するとともに、そのためにも専門家も含めた多様な委員が委員会において議論を充実させるような体制作りを行う必要がある。そのためには、管理職のみならず各教論が会議の場で積極的かつ自主的に意見を述べる必要があり、そのためにはいわば風通しの良い環境づくりが行われることが必要であろう。この点について、当該校の校長・教頭などの管理職が配慮を行うことが求められる。

⑤ いじめ防止学習の充実について。

当該校では、学校が主体となったいじめ防止学習が実施されていない。令和3年度に行われたいじめ防止学習は生徒が中心となって行っていたもので、教員が主体的に行った研修はなかった。学校が組織的にいじめ防止対策を進める中で、生徒やその保護者と理解を共有することは重要であると考えられる。前段でも述べたところであるが、いじめ・不登校対策委員会はその役割の1つとして、いじめ防止・対策についての年間計画を作成したうえで広く生徒とその保護者を対象にした研修会を行うべきであろう。その際、生徒と保護者では当然関心や理解度が異なるので、対象者の特性を考慮した研修内容とすべきであろう。具体的にどのような内容についての研修を行うかについては以下に示す。

(ア) 生徒向け研修

(いじめの定義と実態) いじめとは何か、その種類や特徴を学ぶ。

(いじめの影響) 被害者、加害者、傍観者それぞれの立場からの影響を

学ぶ。

(コミュニケーションスキル) 相手の立場を理解し、効果的にコミュニケーションを

とる方法を学ぶ。

(ケーススタディ) 実際のいじめの事例をもとに、グループディスカッシ

ョンやロールプレイを行う。

(相談体制の紹介) 学校内の相談窓口や外部機関への相談方法を知る。

(イ) 保護者向け研修

(いじめのサイン) いじめにあっているかもしれない子どものサインや変

化に気づくためのポイントを学ぶ。

(効果的な対応) いじめを疑う場合の適切な対応方法を学ぶ。

(学校との連携) 学校とのコミュニケーション方法や相談窓口の利用方

法を学ぶ。

(家庭での教育) いじめ防止のための家庭教育の方法や、子どもとのコ

ミュニケーションスキルを学ぶ。

(外部機関の情報提供) いじめに関する専門機関や支援団体の紹介。

⑥ 関係外部機関との連携の仕方について確認と見直し

発生したいじめ事案について、複雑な背景を有する場合や、対応継続中であるものの問題が深刻化している場合等の場合、外部性や中立性を持つ専門職や、町教委の指導主事などとの連携が必要になってくる。本件においては、外部機関との連携が十分機能していた様子はなく、積極的な連携が行われていた様子も認められなかった。当該校は医療機関を含む関係機関との連携について、改めてマニュアルを作成し運用することが求められる。場合によっては、学校から町教委に対しての要望などを出していけるような体制作りがなされることが望ましい。

本事案においては、いじめの認知と重大事態について町教委に対して報告が遅れたことが調査から明らかになった。もちろん、調査などの都合で確定した情報をもって報告することを考えたことなど学校側にも都合があったと考えられるが、基本的には速やかに情報は伝達されるべきであった。今後同様のことが起こらないよう、町教委への報告の方法について、改めて手続きを整理しておくべきであろう。また、本事案のように警察や児童相談所等とも連携が必要になった場合、連携について確認しておくことが重要である。

(2) 町教委及び関係機関への提言

① 関係外部機関(教育委員会、下越教育事務所等)との連携の仕方の確認と見直し 当委員会で行った調査の結論として、当該校と町教委のあいだでは、本件について適 切な情報共有や支援・指導体制が整っていたとは言いがたい状況であったと判断できる。 町教委は当該校に対して適切な指導を行っていたと言える証拠はなく、受け身的な対応 に終始した印象がある。そういった状態になった背景として、町教委がいじめ重大事態 に対する対応のノウハウを十分に有していなかったことが影響していると考えられる。 また、当該校の校長が生徒指導に実績があったことも影響していると考えられる。 小規模自治体の環境の中では今回のような問題が起こることは想定できることから、特に町教委については、同様の事態が起きないように、下越教育事務所や新潟県教育庁などに働きかけ、いじめ問題への対応について県内で情報共有ができる体制を整えていくことが望ましい。

② いじめ問題について継続した研修機会を持つことについて

また、町教委が積極的に、校長を含む管理職及び各教諭らの「いじめ」に対する認識を深める機会をもつこと、つまり「いじめ」問題に対する研修機会を提供することが重要である。管轄下の学校における教職員向けに研修を行うことは、いじめ問題への対応スキルや理解を深める重要な機会となる。しかし、単発の研修ではなく、定期的かつ継続的な研修が必要となる。これは、教職員がいじめの予防、早期発見、適切な対応の方法を更新し続け、状況の変化に即応できるようにするためである。そのため、町教委には、継続した研修機会の提供と、その質の確保を強く要請する。研修を通じて教職員の知識がアップデートされることは、生徒や保護者への教育機会が提供されることにも繋がる。いじめ問題については、保護者への支援も重要となってくる。保護者への情報提供を充実させるためにも、ぜひ充実した研修機会を持たせることを提言したい。

③ 学校からの報告に対する継続的なフォロー

いじめの重大事案についての報告は、その解決が報告された後も終了するものではない。いじめ問題はしばしば再発することがあり、解決後も一定期間、その予後についての追跡が必要と思われる。特に、同一の児童・生徒が複数回の報告に含まれている、または特定の学校で繰り返し重大事態が発生している場合、その背景にある原因や学校の体制、文化に問題がないか等について深堀りする分析が求められる。これらの状況に対し、分析結果もふまえて町教委として積極的な関与と解決に向けて当該校とコミュニケーションをとり続けることを強く推奨する。

④ 学校のいじめ防止対策体制のチェック

各学校が設けているいじめ防止対策体制について、町教委が定期的にチェックを実施することが必要となろう。このチェックには、体制の構築、実施されているプログラムや活動、関与する教職員の専門性と能力、そして学校が保有する資源や支援体制の有効性が含まれるべきである。体制に問題や改善点が見つかった場合、速やかな是正措置と改善のフォローアップを町教委がイニシアチブをもって取り組む事を要請する。